

「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る企画の募集について

独立行政法人環境再生保全機構では、「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」を実施します。

つきましては、今回業務を請け負う業者を選定するため、企画を公募します。本件業務の請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 21 年 12 月 9 日（水）までに企画書等を提出してください。

平成 21 年 11 月 24 日  
独立行政法人環境再生保全機構  
予防事業部環境改善課

「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る企画募集要領

## 1. 目 的

環境再生保全機構予防事業部環境改善課では、自治体を対象とした最新規制適合車等代替促進や大気浄化植樹等への助成事業、局地的大気汚染対策に関する調査研究、エコカーワールド開催、エコドライブコンテスト事業、大気汚染防止推進月間事業、その他大気環境に関する知識普及等の業務を行っている。ホームページ「大気環境の情報館」(<http://www.erca.go.jp/taiki/>)はそれらの業務に関連した情報を提供するもので、日本の大気汚染の歴史や大気汚染の現状と対策、エコカーや大気汚染防止推進月間事業の紹介、その他関連する多くの情報を広く提供してきたところである。

今般、Web サイト情報は知識を得るためのごく一般的なツールとして更なる重要性を持つ一方、「大気環境の情報館」は開設以来、必要に応じて小規模な情報更新は行われているが、提供しているコンテンツの見直しや世間一般のニーズ調査等に基づく改訂は行われていない。また、現行の「大気環境の情報館」には大気汚染、エコカー、エコドライブ等大気環境に関する様々な情報が混在した状況となっている。

そのため、エコカー・エコドライブに関する情報や大気汚染の歴史・原因、現在の状況、対策に関する情報等について、平成 20 年度にホームページ「大気環境の情報館」上のアンケートへの回答が多かった 10 代（小学生・中学生・高校生）及び運転免許を取得し自動車を運転する機会が増える 20 代を主とした利用者の関心が高い分野を中心とした情報の整備及び現行の「大気環境の情報館」の内容を活かした情報整理・更新を目的とし、大気環境情報に関するニーズの調査・分析、現行の「大気環境の情報館」の状況及び課題分析、及びそれらの分析結果に基づいた情報収集・整理を実施し、現行「大気環境の情報館」のコンテンツを今後充実さ

せるための手法等の検討を行うものとする。

## 2. 企画書及び見積書に記載する事項

基本仕様書を参照し、以下の各事項に係る企画書及び見積書等を作成し提出してください。  
なお、本件に係る予算は500万円（税込み）以下を予定しています。

- (1) 大気環境の情報に関するニーズ調査の手法、分析内容
- (2) 現行ホームページ「大気環境の情報館」分析の手法、内容
- (3) 収集することが想定される資料の種類やその概要、現行ホームページ「大気環境の情報館」に未掲載の低公害車や大気環境に関する最新の情報の一例
- (4) 本業務の実施スケジュール
- (5) その他、業務に必要と思われる事項

## 3. 問い合わせ先、説明会の開催日時

- (1) 問い合わせ先

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：堀越

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9567

F A X：044-520-2134

- (2) 説明会の開催日時及び場所

平成21年12月2日（水） 14：00～ 環境再生保全機構内第3会議室A

## 4. 提出資料、提出期限、提出場所

- (1) 提出資料

以下の資料を2部ずつ提出して下さい。

### ①企画書

- ・ A4判で作成し提出すること。
- ・ ニーズ調査の手法・分析内容やホームページ分析の手法、収集する資料の種類等について提案を行うこと。また、説明等はなるべく具体的に明記すること。
- ・ 企画書は1社当たり1案とすること。

②見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

### ③実施体制

④過去の主な類似業務実績（本業務に類似する調査・分析業務、情報整備業務等）

### ⑤会社概要

⑥その他（御社が本業務を請け負う場合の利点などあれば明記して下さい。）

(2) 提出期限

平成21年12月9日（水）までの次の時間帯とします。（土・日曜日、祝日を除く。）

午前10：00～12：00まで

午後 1：00～5：00まで

(3) 提出場所

資料は、次の場所へ持参するか郵送してください。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：堀越

所在地：〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー8階

電 話：044-520-9567

F A X：044-520-2134

5. 請負業者決定方法（予定）

審査に当たっては、提出された企画書について一次審査を行い、高い評価を獲得し選定された企画書に関する提案業者については、二次審査（プレゼンテーション）を実施していただきます。

なお、プレゼンテーション（20分程度（質疑応答5分含む））の日時、場所は後日連絡いたします。

\*一次審査は、4社以上の応募があった場合のみ行います。

請負業者決定までのスケジュールは以下を予定しています。

・一次審査（書類審査） 12月上旬

・二次審査 12月上旬～中旬

（審査結果は個別に連絡します。なお、一次審査を通過した業者は、二次審査の前日まで提出資料を5部追加で提出してください。）

・業者決定 12月中旬

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。

(3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上

「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」  
企画の募集に係る業者の選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者の選定を行う。

1 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「大気環境情報に関するニーズ分析および情報整備業務に係る業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2 選定の基準及び方法

(1) 選定評価基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。なお、選定委員会の運営詳細は、（別添1）の「4. 運営方法」に従う。

- ① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部職員により別添2の選定基準に基づき審査を行う（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。
- ② 一次審査を通過した企画については、二次審査として選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。
- ③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果、その点数の最も高い者を請負業者として決定する。

以上

(別添1)

「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る業者選定委員会設置要綱

## 1. 目的

「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る請負業者を適切に選定するため、「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という。）」を設置する。

## 2. 所掌事務

選定委員会は、「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

## 3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される

委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長
副委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長
委員	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長
	独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

## 4. 運営方法

「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書に基づき、予防事業部において、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会が審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションを受け、「企画書の審査表」（別紙様式2）に基づき各委員ごとに採点する。

**【採点基準】**

優れている……………	5点
やや優れている……………	4点
普通……………	3点
やや劣っている……………	2点
劣っている……………	1点

上記採点結果を元に、以下に従って業者を決定する。

- (1)採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を請負業者とする。
- (2)平均点が同点の場合、次の基準で請負業者を選定する。
  - ①「優れている（5点）」の数が多い者を請負業者とする
  - ②「優れている（5点）」の数が同数の場合は、「やや優れている（4点）」の数が多い者を請負業者とする
  - ③「やや優れている（4点）」の数も同数の場合は、「普通（3点）」の数が  
多い者を請負業者とする
  - ④「普通（3点）」の数も同数の場合は、「やや劣っている（2点）」の数が  
多い者を請負業者とする
  - ⑤「やや劣っている（2点）」の数も同数の場合は、委員の多数決により  
請負業者を選定する

**5. 庶務**

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

**6. 委任**

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上

(別添2)

## 「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」に係る業者選定基準

- 1 本業務の目的を理解しているか。
- 2 大気環境情報に関するニーズ調査は効果的に実施される手法となっているか。また、調査内容や分析内容等は適切か。
- 3 現行ホームページ「大気環境の情報館」の分析について、現行ホームページの問題点を的確に示せる手法・内容になっているか。
- 4 収集する資料の種類は適切か。また、提示された低公害車や大気環境に関する最新の情報は「大気環境の情報館」に掲載するのに相応しい内容であるか。
- 5 見積項目及び金額について、適切に設定されているか。
- 6 本業務を行うにあたり、実施体制やスケジュールに問題はないか。
- 7 その他（他に特筆すべきことがあるか。）

以上

(別紙様式1)

## 提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額(円)	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					



(別紙様式2)

## 企 画 書 の 審 査 表

(企画書番号: ) (企画書を提案した業者名: )

番号	審査項目	点数 (1～5点)
1	本業務の目的を理解しているか。 コメント.....	
2	大気環境情報に関するニーズ調査は効果的に実施される手法となっているか。また、調査内容や分析内容等は適切か。 コメント.....	
3	現行ホームページ「大気環境の情報館」の分析について、現行ホームページの問題点を的確に示せる手法・内容になっているか。 コメント.....	
4	収集する資料の種類は適切か。また、提示された低公害車や大気環境に関する最新の情報は「大気環境の情報館」に掲載するのに相応しい内容であるか。コメント.....	
5	見積項目及び金額について、適切に設定されているか。 コメント.....	
6	本業務を行うにあたり、実施体制やスケジュールに問題はないか。 コメント.....	
7	その他（他に特筆すべきことがあるか。） コメント.....	
合計点		

(注) 各審査項目毎の配点方法は以下のとおり。 &lt;総合コメント&gt;

優れている.....5点

やや優れている.....4点

普通.....3点

やや劣っている.....2点

劣っている.....1点

氏名\_\_\_\_\_

## 「大気環境情報に関するニーズ分析及び情報整備業務」仕様書

### 1. 業務の趣旨及び目的

環境再生保全機構予防事業部環境改善課では、自治体を対象とした最新規制適合車等代替促進や大気浄化植樹等への助成事業、局地的大気汚染対策に関する調査研究、エコカーワールド開催、エコドライブコンテスト事業、大気汚染防止推進月間事業、その他大気環境に関する知識普及等の業務を行っている。ホームページ「大気環境の情報館」(<http://www.erca.go.jp/taiki/>) はそれらの業務に関連した情報を提供するもので、日本の大気汚染の歴史や大気汚染の現状と対策、エコカーや大気汚染防止推進月間事業の紹介、その他関連する多くの情報を広く提供してきたところである。

今般、Web サイト情報は知識を得るためのごく一般的なツールとして更なる重要性を持つ一方、「大気環境の情報館」は開設以来、必要に応じて小規模な情報更新は行われているが、提供しているコンテンツの見直しや世間一般のニーズ調査等に基づく改訂は行われていない。また、現行の「大気環境の情報館」には大気汚染、エコカー、エコドライブ等大気環境に関する様々な情報が混在した状況となっている。

そのため、エコカー・エコドライブに関する情報や大気汚染の歴史・原因、現在の状況、対策に関する情報等について、平成 20 年度にホームページ「大気環境の情報館」上のアンケートへの回答が多かった 10 代（小学生・中学生・高校生）及び運転免許を取得し自動車を運転する機会が増える 20 代を主とした利用者の関心が高い分野を中心とした情報の整備及び現行の「大気環境の情報館」の内容を活かした情報整理・更新を目的とし、大気環境情報に関するニーズの調査・分析、現行の「大気環境の情報館」の状況及び課題分析、及びそれらの分析結果に基づいた情報収集・整理を実施し、現行「大気環境の情報館」のコンテンツを今後充実させるための手法等の検討を行うものとする。

### 2. 業務実施内容

#### (1) 大気環境の情報に関するニーズ調査・分析

現在、大気環境や低公害車等に関する情報（上記の予防事業部環境改善課業務に関連した情報等）としてどのようなものが求められているか、平成 20 年度にホームページ「大気環境の情報館」上のアンケートへの回答が多かった 10 代（小学生・中学生・高校生）及び運転免許を取得し自動車を運転する機会が増える 20 代を中心としたニーズの調査及び分析を行い、結果をとりまとめる。また、あわせて 10 代・20 代以外の方や関係分野の専門家等に対する調査も実施すること。

※このニーズ調査については、精度の高い調査となるよう 10 代・20 代についてはそれぞれ 300 以上のサンプルを収集し、10 代・20 代以外については世代（30 代/40 代/50

代/60代以上)ごとに100以上のサンプルを収集するように努めること。また、関係分野の専門家の調査についてはそれぞれの代表的な意見が収集できるような方法で調査を実施すること。

## (2) 現行ホームページ「大気環境の情報館」の分析

現行ホームページ「大気環境の情報館」について、アクセス数や利用者の満足度、掲載されている内容等に関して分析を実施し問題点を整理する。その際、(1)で行うニーズ調査の結果に対して現行の「大気環境の情報館」で対応出来ていない項目についての洗い出しも行う。

## (3) 利用者ニーズの高い情報に関する資料収集・情報整理

(1)のニーズ調査分析結果に基づいて、10代・20代を中心とした利用者のニーズが高い低公害車や大気環境の情報について資料を収集し、情報を整理しまとめる。また、(2)の「大気環境の情報館」の分析結果に基づき、整理した問題点を解決するために必要な大気環境等の情報についても収集・整理する。資料収集・情報整理を行う際は、予防事業部環境改善課の業務に見合った内容を考慮し、その他必要と思われる情報があれば別途提案すること。

なお、以下の3点について重点的に実施すること。

- ①現行の「大気環境の情報館」の内容を活かした情報整理・更新
- ②現行の「大気環境の情報館」でカバーできていない低公害車や大気環境に関する最新情報の収集・整理
- ③(2)で洗い出したニーズ調査の結果に対して現行の「大気環境の情報館」では対応出来ていない部分に関する情報の収集・整理

## (4) 取りまとめ

(1)、(2)で実施した分析結果、(3)で収集・整理した情報を総合的に取りまとめ、更に今後の課題やその解決策を提示する。なお、情報の取りまとめに当たっては、当該情報をホームページで活用することを前提に整理すること。

また、平成22年度以降に本業務の成果を活用し、ホームページ「大気環境の情報館」のアクセス数を増やすこと及び利用者の満足度を向上させることを目的とし、情報更新やコンテンツの充実等を中心とした「大気環境の情報館」修正作業の実施を検討しているため、「大気環境の情報館」で修正・追加すべきページ・コンテンツや作業スケジュール等の提案も行うこと。

※現在当機構ではアクセス数をページビューでカウントしているが、ホームページ「大気環境の情報館」の年間アクセス件数を今後5年間で20%以上増加させることを目標としているため、上記取りまとめの際はその点も考慮したアクセス数増加の方策につ

いても提案に盛り込むこと。

### 3. 業務実施期間

契約締結日から平成 22 年 2 月 26 日までとする。

### 4. 報告書等の提出

本業務の実施内容や分析結果等を取りまとめた報告書（A4 版）5 部及びその電子媒体（Windows OS 対応）1 セットを平成 22 年 2 月 26 日までに提出すること。

また、報告書には具体的な作業内容等を明記し、ホームページ「大気環境の情報館」改修の仕様（ホームページ改修業務にそのまま使用できるような様式）及びその改修作業に係る費用概算も盛り込むこと。

### 5. その他

- ・本業務に関わる制作物の著作権は機構に帰属すること。
- ・本業務で作成されたグラフ、図等については、機構が他の情報媒体において制限を受けずに使用できるものとする。
- ・本業務の実施に必要な物品等の調達にあたっては、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、あらゆる分野の環境負荷の低減に努めていく必要があるため、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。
- ・本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者の中で速やかに協議して定めるものとする。